

第72課 会社の種類

次に、会社にはどのような形態のものがあるのかみてみよう。

商法は、会社の形態として、「合名会社」、「合資会社」及び「株式会社」の3つを定めている。このほか、重要な特別法として「有限会社法」が規定する「有限会社」が存在し、会社の形態としてはこの4つが主なものとなっている。

さて、法律上、社団法人である会社の構成員であり、会社の活動にお金を出す、つまり出資をする者を「社員」と呼ぶが、上の4つの会社の形態は、主としてこの社員の出資形態と、会社の債務に対する責任という観点から分類することができる。

まず、商法の条文の順番では最初に登場する「合名会社」というのは、社員全員がそれぞれ会社の債務につき、債権者に対して無限の責任を負う会社である。つまり、会社が活動をして債務を負った場合、会社の財産でその弁済ができればよいが、会社の財産だけでは足りなくなってしまったときには、社員は自分個人の財産から、会社の債務を支払わなければならない。

次に、「合資会社」とは、合名会社の社員と同じように会社の債務について無限の責任を負う「無限責任社員」と、あらかじめ一定の金額を出資することを約束し、その出資額以上には責任を負わない「有限責任社員」という2種類の社員から構成されている会社をいう。

そして、實際上数が多く、もっとも社会的に重要な会社の形態が「株式会社」と「有限会社」である。これらの会社は有限責任社員しかいない会社である。社員に最初に約束した出資額以上の責任を負わせない形態であるため、出資をして社員となろうとする者にとっては、会社がどんなに大きな債務を負ってしまっても、自分が被る損失は最初に約束した出資額に限られるため、あらかじめ損失の危険の計算ができることから、出資がしやすく、そのためもっとも多く使われている会社の形態である。とくに、株式会社は、その社員となろうとするときに、「株式を買う」という形で自分が約束する出資額を全額払い込まなければならないので、いったん社員となってしまうえばそれ以上の債務は全くなくなる上、社員としての地位（社員権）を売り買いすることができ（株式の売買）、いったん出資したお金をこの地位を売ることによって回収できるので、より出資がしやすく、広く社員を募集して資金を集めるのに適している。

有限会社も、基本的な構造は株式会社とよく似ており、いわば株式会社を少し小さくして、仕組みを少し簡単にしたものとして理解しておけばよい。株式会社が、大規模な企業に向けた制度であるのに対し、有限会社は中小企業に適した会社制度である。

1 重要語句

a 合名会社・合資会社・株式会社・有限会社

実際に存在する数としては有限会社が最も多く、株式会社がこれに続き、合資会社、合名会社の順となる。合資会社、合名会社は家族で行っているような小規模の企業に多い上、通常は、会社債務について社員が無限の責任を負わされることを嫌って、小規模でも有限会社や株式会社にする人が多いので、合資会社、合名会社の例は余り多くはない。

有限会社と株式会社の差は、有限会社が社員権の売買・流通を前提としていない閉鎖的な会社であるのに対し、株式会社は社員権、すなわち株式の売買が原則として自由である、いわば市場に開放された会社であるところに特色がある。特に大きな会社の株式は証券取引所などの株式市場で売買され、それ自体商品価値のあるものとして流通している。

b 社員

「社員」というのは、要するに出資を行って取得する会社の構成員、いわばその会社の共同所有者のことである。日常用語では、「社員」あるいは「会社員」と言う言葉は、会社で働いている従業員、つまり被雇用者のことを意味することが多いが、法律用語でいう「社員」は、それとは意味が違うので注意が必要である。

c 社員権・株式

上記の社員としての地位を「社員権」という。このことを会社財産に対する出資割合として表現するとき「持分」という言葉で表す（例：商法第89条、第90条など）。また、株式会社では、この社員権は細分化されて、均一の割合的単位の形にされており、これを「株式」といい、それを保有している者を「株主」という。例えば、A、B、C、D、Eという5名の社員で構成する会社に対する社員の出資総額を100とした場合、合名会社や合資会社であれば、Aが40%、Bが25%、Cが15%、Dが12%、Eが8%、などといった形で大きさのことになった持分を有することになるが、株式会社の場合には、出資総額100を、例えば0.01ずつの均等の割合を有する「株式」10000株に分割し、Aが4000株、Bが2500株、Cが1500株、Dが1200株、Eが800株、といった状態で保有することになる。この状態で、例えばAは、持っている4000株のうち、1000株をBに、あるいはそれまでの社員ではないFにうることもでき、FはAから株式を買えば、この株式会社の社員、すなわち株主となるわけである。

有限会社も、システムは株式会社に似ており、ただ、有限会社の場合にはこの細分化した社員権を単純に「持分」といい、1口、2口、と「口数」で数える。